

Food 法務 第11号（2021年5月）

まん延防止等重点措置の告示改正と、要請・命令の内容変更について

1. はじめに

先月のレポートでは、告示を改正すれば、まん延防止等重点措置（以下、「まん防」といいます）下でどのような内容の要請・命令を都道府県知事が出せるかについて、変更できる旨をお伝えしました。

その後、2021年4月23日と5月7日に告示が改正され、要請・命令の内容が変更されました。

既に、改正後の告示に従った要請が出されている地域もあります。

そこで、今回のレポートでは、告示がどのように改正されたのか、今後まん防ではどのような要請・命令がされるのかについて、ご紹介します。

2. 告示改正前の「まん防」下での要請・命令

まん防が実施されると、都道府県知事は措置区域の事業者に対して、感染拡大防止に必要な措置の要請や、（要請に従わない者への）命令をすることができます（特措法31条の6第1項・3項）。

この命令に従わない場合には、20万円以下の過料が科されます（特措法80条1号）。
要請の具体例としては、以下のものがあります。

- ・営業時間の短縮
- ・特定の営業形態についての時間短縮（飲食店における酒類提供時間の短縮等）
- ・従業員への検査勧奨
- ・入場者が密にならないような整理誘導
- ・発熱、その他の症状のある者の入場禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・入場者のマスク着用の徹底、及び正当な理由なくマスク着用等に応じない者の入場禁止
- ・アクリル板の設置、施設の換気

3. 告示改正後（2021年4月23日・5月7日）の「まん防」下での要請・命令

告示の改正によって、都道府県知事は、「まん防」下において、以下の要請・命令をできるようになりました。

- ・カラオケ設備等の使用停止
- ・酒類の提供の停止
- ・酒類の持ち込みの停止（持ち込まれた酒類を飲用に供するための場の提供の停止）

告示改正前も、都道府県知事は、「緊急事態宣言」下であれば、カラオケ設備の使用停止・酒類の提供の停止について、要請・命令をすることができました。

今回の告示の改正は、「まん防」下でも、都道府県知事が同様の要請・命令をすることができるようにすると共に、従前は規定のなかった酒類持ち込みの停止についても、新たに要請・命令できるようにしたものです。

4. おわりに

以上のとおり、今回の改正により、「まん防」下でも、非常に強い要請・命令が出される可能性が生じるようになりました。

何かご質問等がありましたら、お気軽にご連絡ください。

東京都港区虎ノ門1丁目1番23号

虎ノ門東宝ビル3階

虎ノ門カレッジ法律事務所

弁護士 福原 竜一

TEL: 03-3597-5755

FAX: 03-3597-5770

MAIL: r-fukuhara@toranomom-courage.com

Chatwork ID: r-fukuhara

WEBサイト: 弁護士による食品・飲食業界のための法律相談

<https://food-houmu.jp/>

